

次の対象区域において、建築基準法第86条第1項の規定に基づく認定をしましたので、同条第8項の規定に基づき公告します。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成25年4月24日

京都市長 門川 大作

1 認定事項

| 認定番号 | 認定年月日 | 対象区域 |
|------|------------|-----------------------------------|
| 11- | 平成25年4月17日 | 京都市東山区大和大路四条下る四丁目小松町570 - 5の一部 |

2 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までは除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)